

児童手当制度について

- 支給対象** ● 児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。
- 支給手続** ● 児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市町村長(公務員の方は勤務先)の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることになります。
- 支給額** ● ・ 0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当
 第1・2子：月額10,000円 第3子：月額10,000円
 ・ 3歳以上から小学校修了前の児童の養育者に対する児童手当
 第1・2子：月額5,000円 第3子：月額10,000円
- 支払時期** ● 児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。
- ◆ お子さんが3歳以上になったら・・・
 月額10,000円から5,000円に変更となり、減額改定通知書を交付します。3歳の誕生月の翌月より減額されます。



役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2164)

児童扶養手当制度について

離婚や死亡などにより父親がいない家庭や、病気・ケガのため身体や精神に障害がある父親を持つ家庭で、18歳に達した日以後の最初の3月31日まで(身体や精神に障害のある児童の場合は20歳未満)の児童を養育している母親又は、母親に代わって養育している方に手当が支給されます。

ただし、老齢福祉年金以外の国民年金、恩給、厚生年金などの公的年金を受給している場合や事実上の婚姻状態にある場合には支給されません。

支給額 ●

支給内容	支給額(児童1人の場合)
全部支給	月額 41,720円
一部支給	月額 41,720円～9,850円の間



- ◆ 手当を受ける資格がなくなる主な場合 ◆
- 婚姻したとき又は届出を出さなくても事実上婚姻関係(内縁・同居・生計同一)となったとき
 - 受給者が公的年金を受給するようになったとき ○ 対象となる児童を養育しなくなったとき
 - 対象となる児童が父又は母の死亡により公的年金を受給するか、父母が受給する公的年金の加算対象となったとき
- ※ 上記に該当する場合や転出する場合には、速やかに福祉保健課福祉班に届出してください。資格が喪失した後も引き続き手当を受給していた場合は、受給資格が無くなった月の翌月からの分を全額返還していただくことになります。



役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2165)

特別児童扶養手当制度について

精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を監護する父母、又は父母に代わってその児童を養育している人に対して、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

ただし、児童が福祉施設等に入所している場合や、障がいを理由に公的年金を受けられる場合は支給されません。

支給額 ●

等級	支給額
1級	月額 50,750円
2級	月額 33,800円

- ◆ 手当を受ける資格がなくなる主な場合 ◆
- 対象児童が施設に入所することとなったとき
 - 対象児童の障がいが政令で定める程度でなくなったとき
 - 対象児童が、障がいを事由として公的年金を受給することとなったとき
 - 受給者が対象児童を監護あるいは養育しなくなったとき
 - 対象児童や受給者が死亡したとき



役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2165)

活動資金にご協力ください！ ～5月は「赤十字運動月間」です～

あなたのあたたかい心が赤十字の活動を支えています。

【活動資金の使い道】

- ・戦争や災害で苦しむ人々に
- ・人々の生命と安全のために
- ・地域や高齢者福祉のために
- ・赤十字ボランティア活動に
- ・青少年赤十字の普及と育成に
- ・援護活動を行う看護師養成に
- ・赤十字の医療事業の推進に
- ・輸血用血液の安全と安全供給に

美郷町赤十字奉仕団の各地区担当委員が社費納入のお願いにうかがいますので、みなさんのご協力をお願いします。



役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2164)

「美郷の子ども会夢応援」事業を実施する子ども会を募集します

本町の子ども会活動の活性化を図るため、単位子ども会で実施している活動の中で、子どもたちが主体となって具体的に取組もうとする事業に町が側面から支援します。

- 交付の対象は子ども会活動の事業の条件が次のいずれにも該当するものとします。
 - (1) 子ども達が企画・立案の中心となり、ユニークで夢のある事業とする。
 - (2) 地域の人たちや指導者(親の会等)の協力が得られること。
 - (3) 単位子ども会の計画又は近隣子ども会と合同の計画とする。
 - (4) 飲食代は経費に含まないこと。
 - (5) 事業支出を上回る剰余金を有していないこと。
- 助成の額は子ども会の規模、事業内容等を審査の上、決定金額が決まります。
 - ①10,000円 ②20,000円 ③30,000円
- 申込期限は5月29日(金)です。詳細等については、福祉保健課福祉班までお問い合わせください。



役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2164)

ひとり親のかたへ 経理事務講習会受講者募集

下記のとおり秋田県内に居住する母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父を対象に経理事務の基礎知識を習得するための講習会を実施します。

日 時 ● 5月23日～9月12日(毎週土曜日)の15日間(6/20、8/15は休みます)

午前10時～午後3時もしくは午前10時～午後4時(昼休み1時間)

会 場 ● 秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター研修室

講習内容 ● 簿記(基礎)講座

受講料 ● 無料(ただしテキスト代2,520円は実費)

申込方法 ● 仙南・六郷庁舎総合サービス課・千畑庁舎福祉保健課に申込用紙がありますので窓口へおいでください。

申込期限 ● 5月12日(火)

詳細については、下記担当までお問い合わせください。



秋田県ひとり親家庭・就業自立支援センター ☎018(896)1531

役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2165)